

庁内関係課長 様

環境農林水産部環境管理室
環境保全課長

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起時の行動の目安の周知等について（依頼）

日ごろから、微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、当課では、11月から5月にかけてPM_{2.5}が高濃度となりやすくなることから、早朝または午前中の濃度が高くなり、日平均値が国の注意喚起の指針値（70 μ g/m³）を上回ると予想される場合は、速やかに防災情報メールやホームページ等で注意を呼びかけることとしており、10月31日（木）14時に、防災情報メールの登録者に下記の注意喚起時の行動の目安をお知らせします。

つきましては、貴課におかれましても、呼吸器系や循環器系疾患のある方や、小児、高齢の方がよく利用される貴課関連施設に対して、PM_{2.5}の注意喚起時の行動の目安について周知いただきますようお願いいたします。

記

○ 注意喚起時の行動の目安

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控える。
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気ができるだけ屋内に入らないようにする。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小さなお子様やお年寄りの方は、体調に応じてより慎重な行動をする。

<参考1>屋外行事の留意事項（環境省 Q&A（「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関するよくある質問」）

- ・「屋外での長時間の激しい運動」として、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定され、運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動にはあたらないと考えている。
- ・PM_{2.5}濃度が注意喚起のための指針値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はないが、専門家会合において、日平均値が140～150 μ g/m³を超える場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされている。

<参考2>府ホームページ「PM_{2.5}の注意喚起に係る施設関係者向けマニュアル」

https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/taiki/taikiosen.html#about_sisetsumnual

<参考3>府ホームページ「大阪府の大気情報」

<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>

<連絡先>

環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
環境監視グループ 大石（内線：3878）